

○新郷土資料館整備基本構想・基本計画策定検討会開催要綱(平成28年4月1日施行)

平成28年4月1日施行

(開催)

第1条 新郷土資料館の整備基本構想・基本計画の策定を円滑に推進するため、新郷土資料館整備基本構想・基本計画策定検討会(以下「検討会」という)を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、八王子市教育委員会が策定する新郷土資料館整備基本構想・基本計画策定に関する助言をする。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者12名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 6名以内
- (2) 学校教育関係者 2名以内
- (3) 団体関係者 2名以内
- (4) 公募市民 2名以内

(任期)

第4条 参加者の任期は、新郷土資料館整備基本構想・基本計画の案の策定が完了した時までとする。

2 検討会は、前項の任期終了とともに廃止する。

(参加者の謝礼)

第5条 参加者の謝礼は、会議1回につき学識経験者は12,000円、それ以外の参加者は5,000円とする。

(座長および副座長)

第6条 参加者の中から座長、副座長を選任する。

- 2 座長及び副座長は参加者の互選により決める。
- 3 座長に事故等あるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会は、必要に応じ、生涯学習スポーツ部文化財課長が招集する。

(意見の聴取等)

第8条 生涯学習スポーツ部文化財課長は、必要があると認めるときは、参加者以外の

出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、生涯学習スポーツ部文化財課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、生涯学習スポーツ部文化財課長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、新郷土資料館整備基本構想・基本計画の案が策定された時をもって廃止する。